

社会福祉法人十坂協会 評議員及び役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十坂協会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは評議員及び役員をいう。
- (2) 非業務執行理事等とは理事長及び職員との兼務役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長には年額で100,000円を支給する。
- (2) 評議員及び非業務執行理事等には、会議の出席等必要に応じて別表1の通り支給する。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務を行うにあたって負担した費用については、実費を原則として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職務の為に出張したときは別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬に関しては、その都度に支給するものとする。ただし、報酬額が年額の場合は3月21日に支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。

別表1

職務内容	日額
評議員会、理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円